

議長諮問事項に関する運営理事会協議結果

【本会議・常任委員会等の運営（委員会）】

項 目	協 議 結 果
1 常任委員会の審査方法	(多数意見) ・現行どおりとすること。 (少数意見) ・議案・請願等の質疑と採決を分けて行うこと。
2 委員外議員の出席と発言	(多数意見) ・現行どおりとすること。 (少数意見) ・委員会に所属できない少数会派の議員の出席と発言を認めること。
3 陳情審査	(多数意見) ・現行どおりとすること。 (少数意見) ・付託外陳情も付託対象として審査すること。
4 行政視察	(多数意見) ・現行どおりとすること。 (少数意見) ・報告書だけでなく旅費収支報告をホームページなどで公開すること。
5 その他（委員会報告書等の朗読）	(全会一致) ・朗読を省略し、委員長から「後ほど報告書を議長宛て提出する」旨、発言すること。

【本会議・常任委員会等の運営（本会議・その他）】

項 目	協 議 結 果
<p>1 発言持時間・質問日数</p> <p>(1) 議案関連質疑、予算代表・予算関連質疑、一般質問、討論</p> <p>(2) 非交渉会派の1日の最大発言時間</p>	<p>(多数意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行どおりとすること。 <p>(少数意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後継続して検討すること。 ・以下のとおり見直すこと。 <ul style="list-style-type: none"> ・議案関連質疑は、議案数に関わらず会派所属人数に応じた質問時間であるため、十分な質疑が行えないため、時間制限を設けない。 ・予算代表質疑は、会派を代表した予算に対する質問とし、2～3日間にわたって行い、基礎時間(20分程度)＋所属人数に応じた割合とする。 ・一般質問は、市政一般に関する議員個人の質問とし、答弁も含めて1人30分とすること。期間は3～5日間とする。 ・討論には時間制限を設けない。 <p>(多数意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行どおりとすること。 <p>(少数意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・質問日数を増やせばよいと考えるが、交渉会派の中で所属議員数が最も少ない会派の持時間までとするという提案の趣旨を尊重すること。
<p>2 質疑・質問形式</p>	<p>(多数意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行どおりとすること。 <p>(少数意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分割質疑方式を導入すること。 ・一問一答方式と分割質疑方式を導入すること。
<p>3 残時間表示</p>	<p>(多数意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行どおりとすること。 <p>(少数意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・秒単位で表示すること。

項 目	協 議 結 果
4 議場への参集	(多数意見) ・現行どおりとすること。 (少数意見) ・開会時と休憩後、振鈴終了時に特段の事情がない限り着席が完了しているように申し合わせること。
5 交渉会派	(多数意見) ・現行どおりとすること。 (少数意見) ・交渉会派と非交渉会派の機会における区別を見直すこと。
6 委員会正副委員長・委員の割り当て方法	(多数意見) ・現行どおりとすること。 (少数意見) ・常任・特別(予決特含む)・運営委員会とで、正副委員長の割り当て方法を統一(委員長と副委員長を合わせたドント式にする)し、委員の割り当て方法もドント式にすること。

【議会活動に関する諸制度】

項 目	協 議 結 果
1 政務活動費(政務活動費に係る届出等の手続き)	(多数意見) ・規程と手引きを改正すること。 (少数意見) ・収支報告書の修正の届出・手続きに関しては明文化しないこと。
2 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の施行に向けた対応	(全会一致) ・資料4の対応の方向性に記載のとおり、対応を行うこと。

横浜市会における障害者への対応について（案）

1 背景

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が平成 28 年 4 月 1 日に施行されることにより、地方公共団体において障害者に対する不当な差別的取扱いが禁止され、障害者に対して合理的配慮を行うことが義務付けられることから、横浜市会における障害者への対応を検討する必要がある。

2 現在の関連規定

(1) 横浜市会会議規則

(議場内への帽子、コート等の着用または携帯禁止)

第 104 条 議場には、帽子、コート、マフラー、つえ、かさの類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他やむを得ない理由により、議長の許可を受けたときは、この限りでない。

(2) 横浜市会傍聴規則

つえの携帯についての規定はない。なお、傍聴席の種別等として、車いす席の定員を規定している。

(傍聴席の種別等)

第 2 条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

2 一般席の定員は、116 人（うち車いす席の定員は、4 人）とする。

3 対応の方向性

(1) 議場内への視覚障害者が使用する白杖及び歩行補助のためのつえの携帯を、議長の許可を受けることなくできるようにする。

また、明文規定のない傍聴席へのつえの携帯、並びに議場内及び傍聴席への盲導犬、介助犬及び聴導犬の同伴を認められるようにする。

(2) その他、今後、上記に加え、障害者に対する合理的配慮の実施に向けた検討を行う。